

議案第 46 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び都市の低炭素化の促進に関する法律」を「、都市の低炭素化の促進に関する法律」に改め、「以下「低炭素化促進法」という。）」の次に「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物エネルギー消費性能向上法」という。）」を加える。

第 9 条 1 項の表を次のように改める。

区分	一戸当たりの手数料の額			
	新築基準		増改築基準	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律	長期優良住宅普及促進法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律	その他の場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録

	5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合		住宅性能評価機関に長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合		
一戸建ての住宅	6,700円	17,200円	50,600円	10,100円	75,900円	
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	12,700円	23,800円	4,000円	35,700円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	10,200円	19,000円	3,600円	28,600円
一戸建ての住宅	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	7,700円	15,000円	2,000円	22,600円
一戸建ての住宅	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	6,600円	13,500円	1,900円	20,200円
一戸建ての住宅	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	5,000円	11,600円	1,600円	17,400円
一戸建ての住宅	総戸数が100戸	900円	4,600円	10,700円	1,300円	16,100円

を を超え200戸以 下のもの					
総戸数が200戸 を超え300戸以 下のもの	700円	4,200円	10,200円	1,100円	15,300円
総戸数が300戸 を超えるもの	600円	3,800円	9,400円	900円	14,100円

第9条第2項の表を次のように改める。

区分	一戸当たりの手数料の額			
	新築基準		増改築基準	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合しているものと認められたものである	その他の場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合しているものと認められたものである

	る場合			る場合	
一戸建ての住宅	6,700円	10,500円	43,800円	10,100円	65,800円
一戸建ての住宅 総戸数が5戸以下のもの	2,700円	10,500円	21,600円	4,000円	32,400円
一戸建ての住宅 総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	8,500円	17,400円	3,600円	26,100円
一戸建ての住宅 総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	6,300円	13,700円	2,000円	20,600円
一戸建ての住宅 総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	5,700円	12,600円	1,900円	18,900円
一戸建ての住宅 総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	4,500円	11,000円	1,600円	16,500円
一戸建ての住宅 総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	4,100円	10,200円	1,300円	15,300円
一戸建ての住宅 総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	3,700円	9,700円	1,100円	14,600円
一戸建ての住宅 総戸数が300戸を超えるもの	600円	3,300円	8,900円	900円	13,400円

第10条第1項の表を次のように改める。

区分	一戸当たりの手数料の額			
	新築基準		増改築基準	
	申請に係る長期優良住宅建設	長期優良住宅普及促進法第	その他の場合	申請に係る長期優良住宅建設

	<p>築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合</p>	<p>6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合</p>	<p>築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合</p>			
一戸建ての住宅	6,700円	12,000円	28,600円	10,100円	43,000円	
一戸建ての住宅以外の住	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	7,700円	13,200円	4,000円	19,900円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	6,300円	10,700円	3,600円	16,100円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	4,500円	8,200円	2,000円	12,300円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	3,900円	7,400円	1,900円	11,100円

宅	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	3,000円	6,300円	1,600円	9,500円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	2,700円	5,800円	1,300円	8,700円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	2,400円	5,400円	1,100円	8,200円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	2,200円	5,000円	900円	7,500円

第10条第2項の表を次のように改める。

区分	一戸当たりの手数料の額				
	新築基準		増改築基準		
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第3号まで及び第5	長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第3号まで及び第5	その他の場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号から第3号まで及び第5	その他の場合

	号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合			号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合		
一戸建ての住宅	6,700円	8,600円	25,300円	10,100円	37,900円	
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	6,600円	12,100円	4,000円	18,200円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	5,400円	9,900円	3,600円	14,800円
一戸建ての住宅	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	3,800円	7,500円	2,000円	11,300円
一戸建ての住宅	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	3,400円	6,900円	1,900円	10,400円
一戸建ての住宅	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	2,800円	6,000円	1,600円	9,100円
一戸建ての住宅	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	2,500円	5,500円	1,300円	8,300円
一戸建ての住宅	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	2,200円	5,200円	1,100円	7,900円
一戸建ての住宅	総戸数が300戸を超えるもの	600円	1,900円	4,700円	900円	7,100円

第10条第3項の表を次のように改める。

区分		一戸当たりの手数料の額			
		新築基準		増改築基準	
		申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	その他の場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅		6,700円	13,500円	10,100円	20,200円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	4,900円	4,000円	7,400円
	総戸数が5戸を超えて10戸以下のもの	2,400円	4,000円	3,600円	6,100円
	総戸数が10戸を超えて25戸以下のもの	1,300円	2,700円	2,000円	4,000円



住宅 外の 住宅	総戸数が25戸を超え 50戸以下のもの	1,200円	2,100円	1,900円	3,200円
	総戸数が50戸を超え 100戸以下のもの	1,100円	1,600円	1,600円	2,500円
	総戸数が100戸を超え 200戸以下のもの	900円	1,400円	1,300円	2,100円
	総戸数が200戸を超え 300戸以下のもの	700円	1,200円	1,100円	1,800円
	総戸数が300戸を超え るもの	600円	1,000円	900円	1,500円

第12条の表を次のように改める。

(1) 住宅の場合

区分		一件当たりの手数料の額			
		申請に係る低炭素建築物新築等 計画が、低炭素化促進法第54条 第1項各号に掲げる基準又はこ れと同等の基準に適合するもの として市長が別に定める方法に より技術的審査を受けたもので ある場合		その他の場合	
		認定	変更	認定	変更
一戸建ての住宅		5,000円	3,000円	36,800円	18,900円
共住戸 同部分 住（一 宅棟の 等申請 戸数 につ	1戸	5,000円	3,000円	36,800円	18,900円
	2戸～5戸	10,100円	6,000円	74,500円	38,200円
	6戸～10戸	17,300円	10,400円	104,800円	54,100円
	11戸～25戸	28,900円	17,300円	147,500円	76,600円
	26戸～50戸	48,400円	29,000円	211,900円	110,800円
	51戸～100戸	86,800円	52,000円	303,800円	160,500円
	101戸～200戸	137,400円	82,400円	411,500円	219,500円

き)	201戸～300戸	173,600円	104,100円	539,600円	287,100円
	301戸～	185,100円	111,100円	633,600円	335,300円
共用部分	300㎡以内	10,100円	6,000円	117,900円	59,900円
	300㎡を超え 2,000㎡以内	28,900円	17,300円	194,500円	100,100円
面積 につ	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	86,800円	52,000円	303,000円	160,200円
	き)	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	137,400円	82,400円	389,100円
き)	10,000㎡を超え 25,000㎡以内	173,600円	104,100円	465,100円	249,900円
	25,000㎡を超え るもの	217,000円	130,200円	541,700円	292,500円

備考

- 1 「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅をいう。
  - 2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
  - 3 「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
  - 4 「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
  - 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、次に掲げる手数料の額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- ア 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額  
イ 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

(2) 非住宅建築物の場合

区分	一件当たりの手数料の額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、低	その他の場合 申請に係る低炭素建 左記以外の評価方法

		炭素化促進法第54条建築物新築等計画が、低により評価されたも 第1項各号に掲げる炭素化促進法第54条のである場合 基準又はこれと同等第1項第1号の規定に の基準に適合するもより定められた簡易 のとして市長が別にな評価方法であって 定める方法により技市長が別に定める方 術的審査を受けたも法により評価された のである場合		ものである場合			
		認定	変更	認定	変更	認定	変更
非住	300㎡以内	10,100円	6,000円	93,800円	47,900円	260,400円	131,200円
宅建 築物	300㎡を超え 2,000㎡以内	28,900円	17,300円	157,300円	81,500円	415,100円	210,400円
	(床 面積 2,000㎡を超え 5,000㎡以内	86,800円	52,000円	254,700円	136,000円	590,900円	304,100円
につ き)	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	137,400円	82,400円	332,600円	180,000円	724,700円	376,100円
	10,000㎡を超え 25,000㎡以内	173,600円	104,100円	399,800円	217,200円	854,200円	444,400円
	25,000㎡を超え るもの	217,000円	130,200円	469,000円	256,100円	975,000円	509,200円

備考 「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

### (3) 複合建築物の場合

区分	一件当たりの手数料の額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、ア及びエの金額の合計の額又はイ、ウ及びエの金額を合算した額。この場合において、第12条第1号の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 ア 第12条第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額 イ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた第12条第

	1号の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の額 ウ 複合建築物の共用部分の床面積に応じた第12条第1号の表の共同住宅等の共用部分の手数料の額 エ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた第12条第2号の表の非住宅建築物の手数料の額
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、第12条第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

備考

- 1 「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。
- 2 「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅をいう。
- 3 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であつて、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 4 「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 5 「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

第14条を第17条とし、第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料)

第13条 建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第30条第2項の規定による申出がある場合には、第2条に定める手数料の額を加算した額とする。

(1) 住宅の場合

区分	一件当たりの手数料の額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項各号に掲	

			げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	
	一戸建ての住宅		5,000円	36,800円
共同住宅等	住戸部分 (一棟の 申請戸数 につき)	1戸	5,000円	36,800円
		2戸～5戸	10,100円	74,500円
		6戸～10戸	17,300円	104,800円
		11戸～25戸	28,900円	147,500円
		26戸～50戸	48,400円	211,900円
		51戸～100戸	86,800円	303,800円
		101戸～200戸	137,400円	411,500円
		201戸～300戸	173,600円	539,600円
		301戸～	185,100円	633,600円
	共用部分 (床面積 につき)	300㎡以内	10,100円	117,900円
		300㎡を超え 2,000㎡以内	28,900円	194,500円
		2,000㎡を超え 5,000㎡以内	86,800円	303,000円
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内	137,400円	389,100円
		10,000㎡を超え 25,000㎡以内	173,600円	465,100円
		25,000㎡を超える もの	217,000円	541,700円

備考

- 1 「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅をいう。
- 2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、

住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。

3 「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

4 「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、次に掲げる手数料の額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

ア 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

イ 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

(2) 非住宅建築物の場合

区分		一件当たりの手数料の額		
		申請に係る建築物	その他の場合	
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物 (床面積につき)	300㎡以内	10,100円	93,800円	260,400円
	300㎡を超え 2,000㎡以内	28,900円	157,300円	415,100円
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	86,800円	254,700円	590,900円

5,000㎡を超え 10,000㎡以内	137,400円	332,600円	724,700円
10,000㎡を超え 25,000㎡以内	173,600円	399,800円	854,200円
25,000㎡を超える もの	217,000円	469,000円	975,000円

備考 「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

### (3) 複合建築物の場合

区分	一件当たりの手数料の額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、ア及びエの金額の合計の額又はイ、ウ及びエの金額を合算した額。この場合において、第13条第1号の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 ア 第13条第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額 イ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた第13条第1号の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の額 ウ 複合建築物の共用部分の床面積に応じた第13条第1号の表の共同住宅等の共用部分の手数料の額 エ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた第13条第2号の表の非住宅建築物の手数料の額
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、第13条第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

備考

- 「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。
- 「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一户の住宅をいう。
- 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であつ

て、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。

4 「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

5 「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

(建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料)

第14条 建築物エネルギー消費性能向上法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合には、第2条に定める手数料の額を加算した額とする。

(1) 住宅の場合

区分		一件当たりの手数料の額		
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅		3,000円	18,900円	
共同住宅等	住戸部分 (一棟の申請戸数につき)	1戸	3,000円	18,900円
		2戸～5戸	6,000円	38,200円
		6戸～10戸	10,400円	54,100円
		11戸～25戸	17,300円	76,600円
		26戸～50戸	29,000円	110,800円
		51戸～100戸	52,000円	160,500円
		101戸～200戸	82,400円	219,500円
		201戸～300戸	104,100円	287,100円
	301戸～	111,100円	335,300円	



共用部分 (床面積 につき)	300㎡以内	6,000円	59,900円
	300㎡を超え 2,000㎡以内	17,300円	100,100円
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	52,000円	160,200円
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	82,400円	208,300円
	10,000㎡を超え 25,000㎡以内	104,100円	249,900円
	25,000㎡を超える もの	130,200円	292,500円

備考 前条第1号の表の備考に準じる。

(2) 非住宅建築物の場合

区分	一件当たりの手数料の額	
	申請に係る建築物	その他の場合
	エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

非住宅建築物（床面積につき）	300㎡以内	6,000円	47,900円	131,200円
	300㎡を超え 2,000㎡以内	17,300円	81,500円	210,400円
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	52,000円	136,000円	304,100円
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	82,400円	180,000円	376,100円
	10,000㎡を超え 25,000㎡以内	104,100円	217,200円	444,400円
	25,000㎡を超える もの	130,200円	256,100円	509,200円

備考 前条第2号の表の備考に準じる。

(3) 複合建築物の場合

区分	一件当たりの手数料の額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<p>複合建築物の形態に応じて、ア及びエの金額の合計の額又はイ、ウ及びエの金額を合算した額。この場合において、第14条第1号の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 第14条第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額</p> <p>イ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた第14条第1号の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の額</p> <p>ウ 複合建築物の共用部分の床面積に応じた第14条第1号の表の共同住宅等の共用部分の手数料の額</p> <p>エ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた第14条第2号の表の非住宅建築物の手数料の額</p>
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	<p>複合建築物の形態に応じて、第14条第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額</p>

備考 前条第3号の表の備考に準じる。

(建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料)

第15条 建築物エネルギー消費性能向上法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

(1) 住宅の場合

区分		一件当たりの手数料の額		
		申請に係る建築物 が、建築物エネルギー消費性能向上法第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものと して市長が別に定められた簡易な評価方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物エネルギー消費性能向上法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合	その他の場合 左記以外の評価方法により評価されたものである場合
一戸建ての住宅		5,000円	18,700円	36,800円
共同住宅の申請戸数につき)	1戸	5,000円	18,700円	36,800円
	2戸～5戸	10,100円	35,300円	74,500円
	6戸～10戸	17,300円	51,200円	104,800円
	11戸～25戸	28,900円	73,600円	147,500円
	26戸～50戸	48,400円	111,100円	211,900円
	51戸～100戸	86,800円	168,100円	303,800円
	101戸～200戸	137,400円	239,500円	411,500円
	201戸～300戸	173,600円	309,500円	539,600円
	301戸～	185,100円	352,100円	633,600円

共用部分(床面積につき)	300 m <sup>2</sup> 以内	10,100 円	117,900 円	117,900 円
	300 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	28,900 円	194,500 円	194,500 円
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	86,800 円	303,000 円	303,000 円
	5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	137,400 円	389,100 円	389,100 円
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内	173,600 円	465,100 円	465,100 円
	25,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	217,000 円	541,700 円	541,700 円

備考 第13条第1号の表の備考に準じる。

(2) 非住宅建築物の場合

区分	一件当たりの手数料の額			
	申請に係る建築物	その他の場合		
	申請に係る建築物が、建築物エネルギー消費性能向上法第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能向上法第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合	
非住宅建築物(床面積につき)	300 m <sup>2</sup> 以内	10,100 円	93,800 円	260,400 円
	300 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	28,900 円	157,300 円	415,100 円
	2,000 m <sup>2</sup> を超え	86,800 円	254,700 円	590,900 円

	5,000 m <sup>2</sup> 以内			
	5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	137,400 円	332,600 円	724,700 円
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以内	173,600 円	399,800 円	854,200 円
	25,000 m <sup>2</sup> を超える もの	217,000 円	469,000 円	975,000 円

備考 第13条第2号の表の備考に準じる。

(3) 複合建築物の場合

区分	一件当たりの手数料の額
複合建築物全体の認定申請をする場合 又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、ア及びエの金額の合計の額又はイ、ウ及びエの金額を合算した額。この場合において、第15条第1号の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 ア 第15条第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額 イ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた第15条第1号の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の額 ウ 複合建築物の共用部分の床面積に応じた第15条第1号の表の共同住宅等の共用部分の手数料の額 エ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた第15条第2号の表の非住宅建築物の手数料の額
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、第15条第1号の表の一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

備考 第13条第3号の表の備考に準じる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。